

変更届提出書類一覧(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。
(届出方法が郵送となっているもの以外は郵送での受付はできません。)

■提出書類及び届出方法(以下のとおり)

※届出方法が郵送の場合、返信用の定形封筒に切手(定形郵便25g以内)を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。

但し、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合は、来庁して一括で届出てください。

(例：事業所移転に伴う管理者の変更等)

- ・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、**事業所単位での届出となります**。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。※

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・運営規程 <p>※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。</p> <p>①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合</p> <p>②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合</p>	来 庁	<p>事業所名が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。</p> <p>別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。</p> <p>事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。</p>
事業所の所在地移転及び増床	<p>改めて事前協議が必要となりますので、移転を予定される時点でお早めにご相談ください。</p> <p>※増床につきましては、本市の介護保険計画に見込まれている必要があります。増床を予定される時点でご相談ください。</p>	来 庁	<p>補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。</p> <p>特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管(大阪府介護事業者課施設指導G)において事前に手続きしておいてください。</p>
建物の構造、設備、専用区画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・平面図(各部屋の用途、面積を明示)(別紙6) ・変更された部分の写真(カラー) ・設備・備品等一覧表(参考様式5) <p>※介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。</p>	来 庁	<p>居室等の区画が変更になる場合、事前協議が必要です。事前にご相談ください。</p> <p>補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。</p> <p>特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管(大阪府介護事業者課施設指導G)において事前に手続きしておいてください。</p>
介護給付費算定に係る体制(加算項目)	※詳細については、お問い合わせください。	来 庁	届出を受理した日が属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)からの算定開始となります。

次ページへ続く

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
運営規程	<p>①利用料金その他の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・運営規程 ・月額利用料金(家賃、食材費等)が変更となる場合、新料金の算定根拠資料 <p>②区画整理等により住居表示が変更となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・運営規程 ・住居表示変更の証明書等の写し <p>③上記以外のその他運営規程の変更※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・指定にかかる記載事項(付表4) ・運営規程 	郵送	<p>※1 介護職員数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。管理者・計画作成担当者の届出時に併せて届出ください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。</p> <p>運営規程記載例の改定に伴う運営規程の変更手続き方法についてはその都度、HP等でお知らせします。</p>
夜間及び深夜の時間帯(日中時間帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)(複数ユニットある場合はユニットごとに作成)(変更日から4週間分、従業者全員分で作成) 	来庁	
管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・管理者経歴書(参考様式2) ・実務経験証明書(参考様式15) ・誓約書(参考様式9-1) ・組織体制図(他の業務と兼務する場合のみ) <p>※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) <p>【人員基準】(抜粋)</p> <p>共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	郵送	

次ページへ続く

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
計画作成担当者の氏名及び登録番号	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・当該事業所に勤務する計画作成担当者一覧(参考様式16) ・介護支援専門員証(写) ※1 ※2 ・実務経験証明書 ※3 ・所定の研修の修了書(写) ・組織体制図(他の業務と兼務する場合のみ) <p><計画作成担当者の人数に増減があった場合、以下の書類も必要です></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 <p>※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書(様式第2号(阪南は3号)) ・指定に係る記載事項(付表4) ・当該事業所に勤務する計画作成担当者一覧(参考様式16) 	郵送	<p>※1 介護支援専門員登録通知書及び介護支援専門員登録証明書は、資格を証するものとはなりません。</p> <p>※2 介護支援専門員でない計画作成担当者については提出不要です。</p> <p>※3 介護支援専門員でない計画作成担当者についてのみ提出が必要です。</p>
協力医療機関の名称、契約内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表4) ・協力医療機関との契約書の写し 	郵送	

次ページへ続く

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします(事業所一覧の添付必須)。ただし、複数市町に事業所がまたがる法人については、市町ごとに変更届が必要です。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
法人の名称 法人所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式11) ※移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出書に記載してください。 ※法人の名称が変更になる場合には、変更届出書に法人の「ふりがな」を記載してください。	郵送 注1	法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。 吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要となります。 <u>変更届では処理できません</u> 。運営法人が変更となる場合は必ず事前にご相談ください
代表者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式11) ・誓約書(参考様式9) ※代表者の届出は、変更届出書に代表者の「ふりがな」「生年月日」「電話・FAX」を必ず記載してください。 【人員基準】(抜粋) 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	郵送 注1	※1: 現在事項証明書は不可。

注1:届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。